

ぎでんだより かわらばん

発行所
岐阜県電気工事業工業組合
（株）岐阜県電気工事協力会
〒500-8267 岐阜市茜部寺屋敷2丁目72番地1
岐阜電気会館3F
電話 058-213-2171 FAX 058-213-2170

中濃支部 電気使用安全月間

8月の電気使用安全月間に合わせて支部役員が各市町村役場へ電気使用安全月間のポスター・パンフレット・趣意書をお渡しました。



可茂区・七宗町役場



可茂区・川辺町役場



可茂区・坂祝町役場



関区・美濃市役所



郡上区・郡上市役所 和良庁舎



可茂区・東白川村役場

中濃支部 安全技能向上講習会・ 救急法等その他安全関係講習会 開催

6月16日ほか全4日間で「災害事例対策について」・「電柱上の工事における安全作業について」・「体調管理・熱中症予防について」をテーマにした講習会を開催しました。



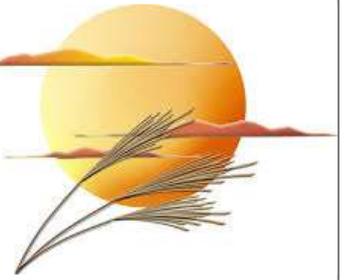
【可茂区】



【郡上区】

東濃(多治見)支部 高齢者宅無料配線診断の実施

8月3日・31日 電気使用安全月間事業として、組合員・中部電力PG(株)社員及び各市の福祉協議会職員とで高齢者宅を訪問し、配線診断を行い古いブレーカーを使用されているお宅には新しいブレーカーに交換する作業を行いました。



東濃新報に掲載されました！

2023年(令和5年)9月22日(金)

東 濃 新 報

多治見地区電気工事業
協同組合(奥村健太郎理
事長)は、管内の高齢者
宅を訪問し、電気配線診
断の奉仕作業を行った。
毎年、八月の「全国電
気使用安全キャンペーン」
に合わせて実施して
きたが、コロナ
禍で中止にして
おり、四年ぶり。
今回は多治見市
と瑞浪市内の計
六軒で行った。
各家庭へは、
中部電力パワー
グリッド多治見

配線の安全診断を行う組合員



管内高齢者宅で
電気配線診断
多治見電気組合など

支社や各市の地域包括支
援センターの協力を得て
訪問。組合員らが漏電チ
ェックやブレーカー点検
など電気配線の安全診断
を入念に行い、タコ足配
線の危険性やコンセント
などにほこりをためない
よう説明した。親切な点
検や手直しに訪問先の高
齢者らは皆、「今後も安
心して電気が使える」と
感謝していたという。

中濃センター 中濃電気会館内の電柱の装柱工事

9月2日(土) 中濃電気引込工事センター直営班事業所職員にて、中濃電気会館内の電柱の装注工事を行いました。



中濃センター 直営班安全パトロール

9月12日(火) 中濃電気引込工事センターは、可児市内現場にて直営班の安全パトロールを行いました。

《参加者》 県協力会安全品質委員長、安全品質委員、
中電PG岐阜支社2名、加茂(営)2名、中濃センター2名 (計8名)



第3回青年部正副会長会議 開催

9月12日(火) 岐阜電気会館において青年部正副会長会議を開催しました。

1. 各支部の活動報告

○岐阜支部

8月19・20日 キッズタウン OKBアリーナ 12名参加
(対象 小学校低学年)

(内容:ランタン作り、テスターなどで通電体験)

9月14日 トンネル点検 4ヶ所 16名参加予定

(内容:照明器具清掃、回路メガ測定、盤内目視点検)

9月28日 役員会議

○西濃支部

8月1日 定例会議(出前事業等の打ち合わせ)

8月29日 出前事業打ち合わせ(高校にて)

11月21日 大垣工業高校 出前事業 (12月1日予備日)

○中濃支部

9月13日 清掃活動 4保育園にて実施

○東濃支部

11月 瑞浪市民公園 外灯清掃活動、組合清掃活動

12月7日 多治見工業高校交流事業

2月 新年会(東部と合流)

2. 全国大会について

正副 5名 岐阜9名 東濃1名 合計15名にて全国大会参加

10月25日 15時現地集合 26日、活性化研修の後に自由解散

3. 青年部40周年式典について

日程、会場、予算等を随時決定していく。

4. その他

役員名簿の取り扱いについて決まり事を決めていく

5. 次回開催日について

11月7日 15時～



東北・福島県福島市にて開催



ふくしん夢の音楽堂(福島市音楽堂)

第一種電気工事士定期講習 開催予定

地区	開催日	場所
東濃	2024年1月23日(火)	セラトピア土岐
岐阜	2024年2月 7日(水)	OKBふれあい会館
東濃	2024年2月14日(水)	セラトピア土岐
飛騨	2024年3月 1日(金)	高山市民文化会館
岐阜	2024年3月12日(火)	OKBふれあい会館
岐阜	2024年3月18日(月)	OKBふれあい会館

登録したかどうかわからないな
受講期限大丈夫だったかな
免状をお手元
お気軽にお電話ください!
058-213-2171
組合員名も教えてください。



法改正に伴う 登録電気工事業者『標識』修正の必要性について

★2023(令和5)年3月20日付で高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う電気事業法施行規則等の改正が施行されました。

▶ この改正では、小規模な太陽光・風力発電設備の保安規制が見直しとなり、太陽電池発電10kw～50kw未満、風力発電20kw未満を「小規模事業用電気工作物」とし、技術基準適合維持義務等の新たな規制が課されることとなりました。

★この「小規模事業用電気工作物」という定義がなされたことにより、電気工事士法および電気工事の業務の適正化に関する法律(電気事業法)において、電気工事の種類について名称の変更がなされております。

▶ これまでは電気事業法に関わる電気工事業者登録において、電気工事の種類は「自家用電気工作物」と「一般用電気工作物」であったものが、「一般用電気工作物」については、「小規模事業用電気工作物」も含む意味合いで、「一般用電気工作物等」と、【等】という字を追記した名称に変更されております。

※ なお、これらの改正により「小規模事業用電気工作物」は、事業用電気工作物のひとつとして解釈されますが、「小規模事業用電気工作物」の工事については、これまでの「一般用電気工作物」の範囲での工事で、第二種電気工事士資格の範囲内であり、変更ありません。

➡ この改正に伴い『電気事業法第25条および同施行規則第12条に基づく「標識の掲示」』で営業所および施工場所への掲示が電気工事業者の義務となっている

「登録電気工事業者『標識』」の修正が必要 となります。

※ 修正は、「一般用電気工作物」のみ、または「一般用電気工作物と自家用電気工作物」で登録している業者が対象です。「自家用電気工作物」のみで登録している業者は、修正の必要はありません。

(修正例)

登録電気工事業者登録票		登録電気工事業者登録票	
登録番号	〇〇県知事登録 第00000000号	登録番号	〇〇県知事登録 第00000000号
登録の年月日	令和5年3月20日	登録の年月日	令和5年3月20日
氏名又は名称	株式会社全日電工連電気工事	氏名又は名称	株式会社全日電工連電気工事
代表者の氏名	全日 太郎	代表者の氏名	全日 太郎
営業所の名称	株式会社全日電工連電気工事	営業所の名称	株式会社全日電工連電気工事
電気工事の種類	一般用電気工作物	電気工事の種類	一般用電気工作物等
主任電気工事士の氏名	全日 太郎	主任電気工事士の氏名	全日 太郎

※屋外に掲示することが多いため色褪せのない(耐光※)ように、剥がれないように、留意したうえで、掲示物の上から、シール等貼付での修正でも可とのことです。

※(ご参考)事務用品として、数多く利用されている「テプラ」からも耐光テープが販売されています。